

平成 29 年 10 月 4 日

## 「地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会」の 設置・開催

地方財政審議会に「地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する  
検討会」を設置することとしましたのでお知らせします。

### 1 設置の目的

地方公共団体金融機構法（平成 19 年法律第 64 号）附則第 25 条に基づき、政府は、平成 29 年度末を目途に、地方公共団体金融機構の業務の在り方全般について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

同機構の業務の在り方についての検討は、地方債資金の在り方と大きな関わりを持つものであることから、地方財政に関する重要事項を審議する地方財政審議会に検討会を設け、意見を取りまとめる。

### 2 構成員

別紙のとおり

### 3 第 1 回検討会

平成 29 年 10 月 5 日（木） 13 時～15 時

（連絡先）

自治財政局地方債課

担当：高野補佐、藤野係長

電話：03-5253-5630（直通）